

高齢者活躍に向けたセミナー農園運営事業者選定に係る 募集要項

1 概要

生産緑地地区指定から 30 年を経過した農地の買取申出が可能となる 2022 年には、これまで以上に生産緑地が減少することが懸念されている。今後は生産緑地の貸借や、買取申出された農地の公による買取りを促進し、都市農地の活用と保全を加速する必要がある。

そのため、東京都（以下「都」という。）が実施する高齢者活躍に向けたセミナー農園整備事業（以下「本事業」という。）では、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）の施行により可能となった生産緑地の借入れにより、高齢者層が技術指導を受けながら農作業に取り組める「セミナー農園（仮称）」を整備した際に、安定的・継続的な運営のみならず、質の高いサービスの提供が可能な運営事業者（以下「事業者」という。）を募集し、事業者を選定の上、実施する事業内容等について協定を締結し、本事業の推進を図るものとする。

この募集要項は、事業者の選定に当たり、本募集に応じる事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2 応募資格

- (1) 本募集に参加しようとする事業者は、以下の要件を満たす者とする。
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - エ 東京都指名停止措置要綱（平成 25 年告示第 174 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
 - オ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年条例第 2 号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
 - カ 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (2) 現地説明会に参加しなかった者からの応募は受け付けない。

3 現地説明会

現地説明会を以下のとおり実施する。その際、事業説明もあわせて行う。

なお、ウェブサイト上で公開している募集要項等の資料は、現地説明会会場ではあらためて配布しないので、現地説明会に参加する際には必要に応じてダウンロード及び印刷を行い、持参すること。

また、現地説明会でのみ配布する資料があるため、応募しようとする者は必ず現地説明会に参加すること（現地説明会に参加しなかった者からの応募は受け付けないので、注意すること）。

(1) 現地説明会

ア 日時 令和2年10月14日（水）、15日（木）

（両日とも開始時間を午後2時から4時の間で設定）

イ 場所 東京都小金井市内（予定）

※ 当日集合場所は、申込後の日時調整時に連絡する。

(2) 現地説明会の申込み

現地説明会への参加を希望する場合は、10月7日（水）午後5時までに、「募集説明会参加申込書【様式5】」を下記10「問い合わせ先窓口」の連絡先まで、電子メールで提出すること。

なお、出席人数は、1事業者につき3名までとする。

※ 電子メールの件名は、「運営事業者募集現地説明会参加申込み」とすること。担当者との電話での確認をもって到着とみなす。

4 質問の受付及び回答

内容の正確性及び申請者間の公平性を確保するため、募集要項等に関する質疑については、以下の方法によるものとする。

(1) 質問受付期間

令和2年10月15日（木）から同年10月21日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式6）を下記10「問い合わせ先窓口」の連絡先まで、電子メールで提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。また、電話や窓口来訪など、口頭での質問も受け付けない。

※ 電子メールの件名は、「農園運営事業者募集に関する質疑（事業者名）」とすること。

(3) 質問に対する回答

全ての質問について質問者名を記載せず、すべての参加者に対して、令和2年10月26日(月)までに電子メールにより回答する。ただし、質問の内容によって回答しないことがある。また、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

5 提出書類

(1) 提出書類及び部数

提出書類は、次のとおりとする。

	提出書類	様式	提出部数等
①	企画提案申込書	様式1	1部
②	企画提案書 (表紙のみ様式指定)	様式2	1部及び電子データ(データ形式はPDF、媒体はCD-R)
③	定款又はこれらに類するもの	任意	1部
④	事業者概要	様式3	1部 ※記載事項が確認できるのであれば、会社概要等の提出で可とする
⑤	法人登記簿謄本	原本	1部 ※提出日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
⑥	法人印鑑登録証明書	原本	1部 ※提出日前3か月以内に発行されたもの
⑦	財務内容調査票	様式4	1部 直近3期分 ※過去3年分の貸借対照表及び損益計算書(決算書)での提出も可とする
⑧	納税証明書	原本	各1部 ※法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明 ※法人事業税、法人住民税を滞納していないことの証明 ※いずれも提出日前3か月以内に発行されたもの
⑨	税申告書	写し	1部 ・直近3年分の税務署の收受印のある税申告書の写し

- (2) 受付期間
令和2年11月2日(月)から同年11月5日(木)まで(必着)
- (3) 提出先及び提出方法
提出書類は、下記10「問い合わせ先窓口」の連絡先まで、郵送すること。なお、持参、メール、FAXでは受け付けない。
※ 簡易書留、レターパック等配達記録が残る方法で送付すること。
※ 11月5日(木)の消印まで有効とする。
- (4) 提出書類の変更等
提出した書類について、受付期間内に限り、担当者の了解を得た上で変更及び追加を行うことができる。ただし、受付期間終了後においては一切認めない。
- (5) 応募書類の取扱い
応募書類は、提案を取り下げた場合も含め、理由の如何を問わず返却しない。また、応募書類は、東京都情報公開条例の規定に基づき、非公開情報に該当する部分を除き、公開される場合がある。

6 企画提案書について

企画提案については、企画提案書を次のとおり提出すること。

- (1) 企画提案書の基本的な内容
 - ア 運営体制
 - イ 現場責任者及び従業員の配置
 - ウ 年間事業計画(研修内容、栽培スケジュール)
 - エ 地域とのかかわり
 - オ 農園レイアウト(平面図)
 - カ 安全管理
 - キ 収支計画(5年間)
 - ク 区画利用料金
 - ケ その他(アピールポイントや有効な業務と思われること)
- ※ 基本条件について
別添「セミナー農園(仮称)基本条件」を参照すること。
- ※ 事業イメージについて
別添「セミナー農園(仮称)のイメージ 事業内容について」を参照すること。
- (2) 企画提案書の記載に関する留意事項
 - ア 様式規格はA4規格・縦(A3規格の折込可)とし、40ページ以内で提案意図を明瞭簡潔に記載すること。

- イ 表紙に「セミナー農園運営事業者募集に係る企画提案書」と標記すること。
- ウ 文字サイズは、12ポイント以上とすること。
- エ 公平な審査を期すため、企画提案書には会社名及びロゴ等の事業者を特定するイメージを用いないこと。
- オ 図、絵、写真等の使用は可とする。

(3) 企画提案書類の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された企画提案書類の著作権は、申請団体に帰属する。

ただし、事業者を選定された申請者の応募書類については、農園の管理運営内容の公表その他が必要と認める場合に、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

7 企画提案書の審査

(1) 審査方法

企画提案書については、申請者によるプレゼンテーションと庁内に設置した審査会の委員との質疑応答を行い、選定基準に基づく審査を経て、協定締結の優先順位を決定する。

(2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面又はメールで通知する。

(3) 事業者の決定

協定締結の優先順位第1位の事業者を協定締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により協定が締結できない場合は、次順位者を協定締結候補者とする。

(4) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(5) 協定書の締結

事業者の選定後、基本条件及び企画提案書をもとに事業者と協議の上、都は生産緑地の所有者と事業者と地元自治体との4者による貸付協定を締結するものとする。

(6) 選定基準

運営事業者の選定基準は、以下のとおり定める。

- ① 事業の背景及び農園の設置目的を理解しているか
- ② 業務遂行のための適切な能力を持っているか
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的、人的能力があるか
- ④ 利用者に対する研修内容や研修計画は適切か
- ⑤ 地域活動との関わりや地域貢献について具体性があるか
- ⑥ 農園の効用を最大限発揮できるとともに経費の縮減を図っているか
- ⑦ 法令等を遵守し、適正な運営ができるか
- ⑧ 安全管理が徹底できているか
- ⑨ 団体の財務体制は良好か
- ⑩ 無理のない収支計画、適正な利用料設定になっているか

8 その他留意事項

- (1) 提案者は1つの提案しか行うことができない。
- (2) 参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を事前に電話連絡の上、郵送すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いを受けない。
- (3) 応募書類の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。また、虚偽記載が運営事業者の決定後に明らかとなった場合、都はその決定を取り消すことがある。
- (6) 選定者が正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合、都は、運営事業者の決定後においても、決定を取り消すことができる。
- (7) 運営事業者が、協定の締結までに、事業の履行が確実でないと認めるとき又は著しく社会的信用を損なう等により運営事業者として相応しくないと認められるときは、都はその決定を取り消し、協定等を締結しないことがある。
- (8) 提案書に記載された内容のうち、農園開設後の運営に係る部分については、都の費用負担を伴わず実施する意思があるものとする。ただし、提案書の内容を全て承認するものではない。なお、農園開設までの必要な施設整備や主要な備品、消耗品に要する費用は原則都が負担する。
- (9) 申請者は、この募集要項等を熟読し、順守すること。
また、申請者は、選定後、この募集要項等について不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない（不明な点がある場合は、必ず質問受付期間内に質問を行うこと。）。

9 選定スケジュール

募集開始から協定締結までの選定手順及び日程は次のとおりである。審査は原則として、実際に業務に携わる担当者が出席すること。

	項 目	日 程
①	募集開始	令和2年10月1日（木）から
②	現地説明会参加申込み	令和2年10月7日（水）午後5時まで
③	現地説明会【参加必須】 （事業説明を含む）	令和2年10月14日（水）、15日（木） （両日とも午後2時から4時の間で設定）
④	募集に関する質問受付期間	令和2年10月15日（木）から 令和2年10月21日（水）午後5時まで
⑤	募集に関する質問回答	令和2年10月26日（月）
⑥	企画提案書の受付期間	令和2年11月2日（月）から 令和2年11月5日（木）まで
⑦	審査	令和2年11月中旬
⑧	選定結果通知	令和2年11月中旬
⑨	運営事業者決定	令和2年11月中旬
⑩	協定締結	令和2年12月上旬
⑪	（参考） 農園運営開始予定日	令和4年1月から （運営期間は5年間を予定）

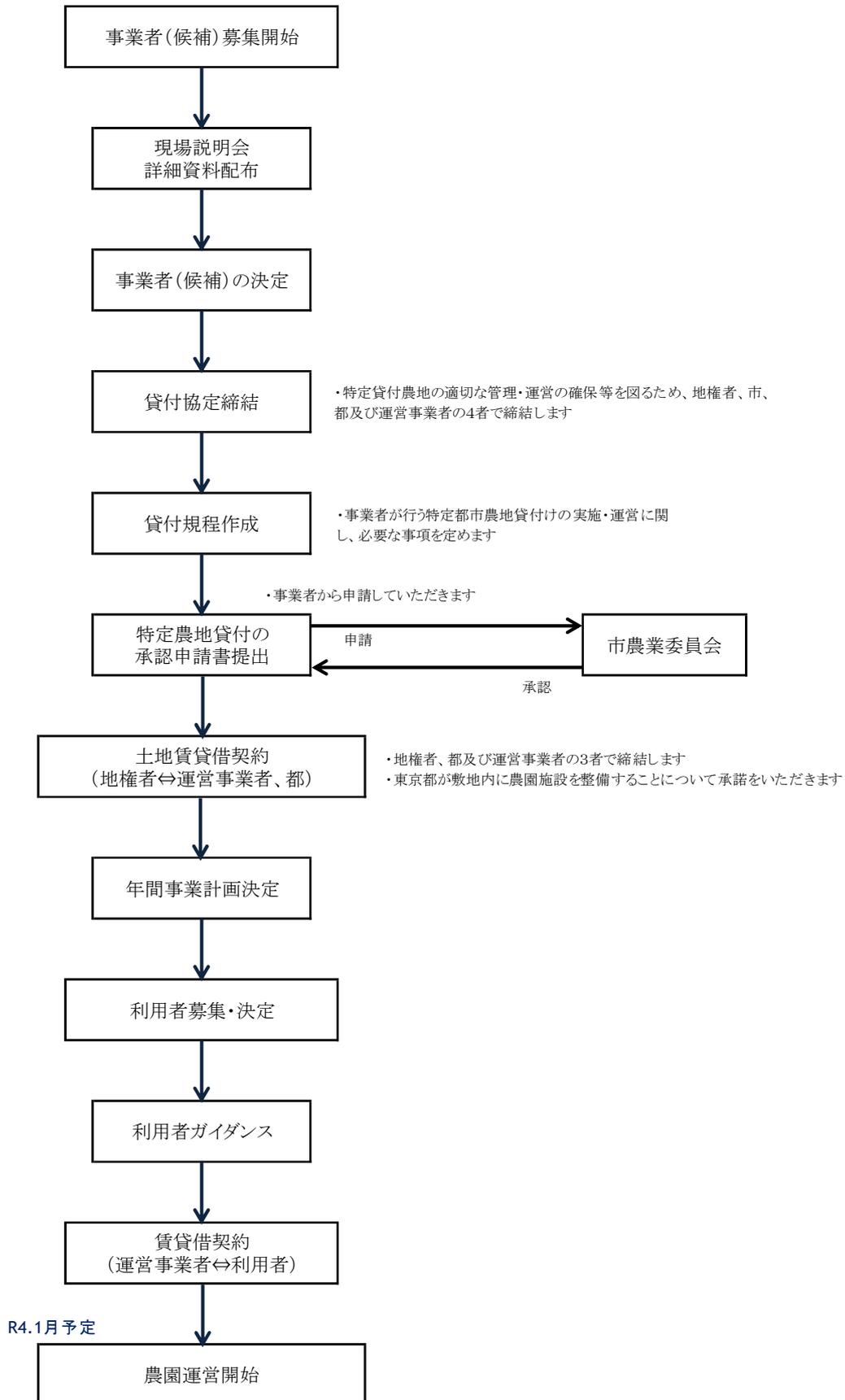
10 問い合わせ窓口

東京都 産業労働局 農林水産部 農業振興課 都市農地保全担当
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 21 階南側
電子メールアドレス S0000487@section.metro.tokyo.jp
電話 03-5320-4835
F A X 03-5388-1456

◎ 事業者募集開始後の手続き

別図「事業者募集開始以降の手続きの主な流れ」のとおり

事業者募集開始以降の手続きの主な流れ



※ 現段階想定している主な手続きであるため、今後変更・追加の場合があります。